

白川町告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和8年3月19日

白川町長 佐伯正貴

記

- 1 令和8年度 白川町一般会計予算
- 2 令和8年度 白川町国民健康保険特別会計予算
- 3 令和8年度 白川町介護保険特別会計予算
- 4 令和8年度 白川町後期高齢者医療特別会計予算
- 5 令和8年度 白川町簡易水道事業会計予算

議第1号

令和8年度白川町一般会計予算

令和8年度白川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,790,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月27日 提出

白川町長 佐伯正貴

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		965,550
	1 町 民 税	316,150
	2 固 定 資 産 税	587,080
	3 軽 自 動 車 税	34,500
	4 町 た ば こ 税	27,820
2 地 方 譲 与 税		140,010
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	10
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	50,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	90,000
3 利 子 割 交 付 金		300
	1 利 子 割 交 付 金	300
4 配 当 割 交 付 金		5,000
	1 配 当 割 交 付 金	5,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		7,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		12,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	12,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		170,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	170,000

(単位：千円)

款	項	金額
8 ゴルフ場利用税交付金		9,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	9,000
9 環境性能割交付金		10
	1 環境性能割交付金	10
10 地方特例交付金		30,000
	1 地方特例交付金	30,000
11 地方交付税		2,820,000
	1 地方交付税	2,820,000
12 交通安全対策特別交付金		1,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000
13 分担金及び負担金		19,925
	1 分担金	16,440
	2 負担金	3,485
14 使用料及び手数料		78,442
	1 使用料	55,244
	2 手数料	23,198
15 国庫支出金		964,341
	1 国庫負担金	400,314
	2 国庫補助金	558,009
	3 国庫委託金	6,018

(単位：千円)

款		項	金額	
16 県	支 出 金		558,145	
		1 県	負 担 金	230,275
		2 県	補 助 金	314,444
		3 県	委 託 金	13,426
17 財	産 収 入		38,637	
		1 財	産 運 用 収 入	22,860
		2 財	産 売 払 収 入	15,777
18 寄	附 金		4,500	
		1 寄	附 金	4,500
19 繰	入 金		465,570	
		1 基	金 繰 入 金	422,800
		2 他	会 計 繰 入 金	42,770
20 繰	越 金		100,000	
		1 繰	越 金	100,000
21 諸	収 入		79,670	
		1 延	滞 金 及 び 加 算 金	501
		2 貸	付 金 元 利 収 入	21,000
		3 受	託 事 業 収 入	9,518
		4 雑	入	48,651
22 町	債		2,320,900	

【第1表】

- 5 -

(単位：千円)

款	項	金額
	1 町 債	2, 3 2 0, 9 0 0
歳 入	合 計	8, 7 9 0, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		57,750
	1 議 会 費	57,750
2 総 務 費		1,139,890
	1 総 務 管 理 費	620,890
	2 企 画 費	388,610
	3 徴 税 費	62,030
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	55,360
	5 選 挙 費	11,560
	6 統 計 調 査 費	640
	7 監 査 委 員 費	800
3 民 生 費		1,410,150
	1 社 会 福 祉 費	1,045,580
	2 児 童 福 祉 費	363,540
	3 労 働 費	1,020
	4 災 害 救 助 費	10
4 衛 生 費		789,300
	1 保 健 衛 生 費	600,180
	2 清 掃 費	189,120
5 農 林 水 産 業 費		748,990
	1 農 業 費	364,990

【第1表】

- 7 -

(単位：千円)

款	項	金額
	2 林業費	384,000
6 商工費		144,250
	1 商工費	144,250
7 土木費		699,720
	1 土木管理費	60,400
	2 道路橋梁費	483,200
	3 河川費	142,950
	4 住宅費	13,170
8 消防費		283,770
	1 消防費	283,770
9 教育費		2,756,980
	1 教育総務費	2,305,400
	2 教職員住宅費	1,990
	3 小学校費	67,070
	4 中学校費	43,930
	5 給食センター費	161,020
	6 社会教育費	144,490
	7 保健体育費	33,080
10 災害復旧費		40
	1 農林水産業施設災害復旧費	20

(単位：千円)

款	項	金額
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1 0
	3 そ の 他 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	1 0
11 公 債 費		7 2 9, 1 5 0
	1 公 債 費	7 2 9, 1 5 0
12 諸 支 出 金		1 0
	1 普 通 財 産 取 得 費	1 0
13 予 備 費		3 0, 0 0 0
	1 予 備 費	3 0, 0 0 0
歳 出	合 計	8, 7 9 0, 0 0 0

【第1表】

- 9 -

【第2表】

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
農 業 制 度 資 金 の 利 子 補 給	令和8年度から 令和33年度まで	令和8年度融資総額100,000千円について、 年2%以内で資金の種類ごとに町長が定める利率を乗じて得た額
農 業 振 興 資 金 の 利 子 補 給	令和8年度から 令和13年度まで	令和8年度融資総額30,000千円について、 年2%以内で町長が定める利率を乗じて得た額
小規模企業者支援融資の利子補給	令和8年度から 令和13年度まで	令和8年度融資1件につき年6万円以内で町長が定める 額の総額

【第3表】

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額(千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
1 老人福祉対策事業	25,600	証書借入又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件によるものとする。ただし本町の都合により、その全部又は一部を繰上償還することができる。
2 保育園運営事業	4,800			
3 簡易水道事業会計繰出金	155,100			
4 斎場運営事業	1,600			
5 農業振興事務費	5,500			
6 土地改良事業	25,400			
7 林道整備事業	67,900			
8 集落環境保全事業	5,800			
9 美濃白川クオーレふれあいの里管理運営事業	2,600			
10 道路維持修繕事業	97,100			
11 道路新設改良事業	115,600			
12 河川砂防事業	121,100			
13 防災行政システム管理事業	2,100			
14 小学校維持管理事業	3,100			
15 中学校維持管理事業	1,100			
16 給食センター運営事業	14,000			
17 町民会館維持管理事業	7,400			
18 公民館等管理運営事業	2,600			
19 小・中学校一貫教育推進事業	1,600,700			
20 過疎地域自立促進特別事業	61,800			
合 計	2,320,900			

議第2号

令和8年度白川町国民健康保険特別会計予算

令和8年度白川町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ991,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月27日 提出

白川町長 佐伯正貴

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		187,190
	1 国民健康保険税	187,190
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		10
	2 国庫補助金	10
4 県支出金		743,520
	2 県補助金	743,520
5 財産収入		300
	1 財産運用収入	300
6 繰入金		56,910
	1 他会計繰入金	56,910
7 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
8 諸収入		60
	1 延滞金加算金及び過料	30
	3 雑収入	30
歳入	合計	991,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		9,560
	1 総務管理費	5,140
	2 徴税費	4,270
	3 運営協議会費	150
2 保険給付費		728,890
	1 療養諸費	635,660
	2 高額療養費	89,200
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	2,510
	5 葬祭諸費	1,500
	6 傷病手当金	10
3 国民健康保険事業費納付金		230,070
	1 医療給付費分	151,710
	2 後期高齢者支援金等分	53,860
	3 介護納付金分	19,080
	4 子ども・子育て支援金納付金分	5,420
4 保健事業費		10,100
	1 特定健康診査等事業費	8,580
	2 保健事業費	1,520
5 基金積立金		5,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基 金 積 立 金	5,000
6 公 債 費		10
	1 公 債 費	10
7 諸 支 出 金		2,370
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,370
8 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	991,000

議第3号

令和8年度白川町介護保険特別会計予算

令和8年度白川町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,155,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月27日 提出

白川町長 佐伯正貴

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		2 1 1, 2 6 2
	1 介 護 保 險 料	2 1 1, 2 6 2
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1 0
	1 手 数 料	1 0
3 国 庫 支 出 金		3 1 4, 5 9 7
	1 国 庫 負 担 金	1 9 0, 3 4 8
	2 国 庫 補 助 金	1 2 4, 2 4 9
4 支 払 基 金 交 付 金		2 9 0, 4 7 9
	1 支 払 基 金 交 付 金	2 9 0, 4 7 9
5 県 支 出 金		1 5 7, 6 1 2
	1 県 負 担 金	1 4 7, 8 3 4
	2 県 補 助 金	9, 7 7 8
6 財 産 収 入		1, 0 8 0
	1 財 産 運 用 収 入	1, 0 8 0
7 繰 入 金		1 7 0, 8 2 0
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 7 0, 8 2 0
8 繰 越 金		9, 0 0 0
	1 繰 越 金	9, 0 0 0
9 諸 収 入		1 4 0

(単位：千円)

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 雑入	130
歳入	合計	1,155,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		13,340
	1 総務管理費	4,130
	2 徴収費	4,310
	3 介護認定審査会費	4,900
2 保険給付費		1,043,650
	1 介護サービス等諸費	1,015,420
	2 高額介護サービス費	21,980
	3 特別給付費	3,090
	4 その他諸費	1,040
	5 高額医療合算介護サービス費	2,120
3 地域支援事業費		81,460
	1 包括的支援事業・任意事業費	46,170
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	30,610
	3 一般介護予防事業費	4,560
	4 その他諸費	120
4 保健福祉事業費		11,230
	1 保健福祉事業費	11,230
6 諸支出金		320
	1 償還金及び還付加算金	310
	2 繰出金	10

【第1表】

- 165 -

(単位：千円)

款	項	金額
7 予 備 費	1 予 備 費	5, 0 0 0
歳 出	合 計	1, 1 5 5, 0 0 0

議第4号

令和8年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度白川町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ200,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日 提出

白川町長 佐伯正貴

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		129,361
	1 後期高齢者医療保険料	129,361
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		10
	1 国庫補助金	10
4 後期高齢者医療広域連合支出金		7,998
	1 委託金	7,998
5 繰入金		60,766
	1 他会計繰入金	60,766
6 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
7 諸収入		355
	1 延滞金加算金及び過料	15
	2 償還金及び還付加算金	340
歳入	合計	200,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,340
	1 総務管理費	870
	2 徴収費	1,470
2 後期高齢者医療広域連合納付金		188,550
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	188,550
3 健康事業費		8,270
	1 健康保持推進事業費	8,270
4 諸支出金		340
	1 償還金及び還付加算金	340
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		200,000

議第5号

令和8年度白川町簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度白川町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	3,278 戸
(2) 年間総配水量	1,033,000 m ³
(3) 一日平均配水量	2,830 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア. 施設整備事業	249,500千円
イ. 配水管整備事業	183,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、総務費の財源に充てるため、企業債2,800千円を借り入れる。

収 入

第1款 簡易水道事業収益	499,350千円
第1項 営業収益	140,080千円
第2項 営業外収益	359,270千円

支 出

第2款 簡易水道事業費用	559,870千円
第1項 営業費用	530,930千円
第2項 営業外費用	26,940千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額93,480千円は、当年度分損益勘定留保資金71,174千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,306千円で補填するものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入	526,650千円
第1項 企業債	155,100千円
第2項 出資金	181,400千円
第3項 補助金	190,150千円

支 出

第4款 資本的支出	620,130千円
第1項 建設改良費	435,800千円
第2項 企業債償還金	184,280千円
第3項 基金積立金	50千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業債	155,100千円	証券発行又は普通貸借の方法により政府	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及	借入先の融通条件によるものとする。
公営企業会計適用債	2,800千円	その他から起債する。	び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし本町の都合により、その全部又は一部を繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

21,670千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業運営のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、299,450千円である。

令和8年2月27日 提出

白川町長 佐伯正貴

当初予算実施計画書

収益的収入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 簡易水道事業収益			499,350	
	1 営業収益		140,080	
		1 給水収益	140,000	
		3 その他営業収益	80	
	2 営業外収益		359,270	
		1 受取利息及び配当金	60	
		2 他会計補助金	205,300	
		5 給水工事分担金	900	
		6 長期前受金戻入	153,010	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
2 簡易水道事業費用			559,870	
	1 営業費用		530,930	
		1 原水及び浄水費	124,280	
		2 配水及び給水費	70,250	
		4 総係費	36,590	
		5 減価償却費	299,804	
		6 資産減耗費	6	
		2 営業外費用		26,940
	1 支払利息及び企業債取扱諸費		26,940	
	4 予備費		2,000	
		1 予備費	2,000	

資本的收入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
3	資本的收入		5 2 6, 6 5 0	
	1	企業債	1 5 5, 1 0 0	
		1 企業債	1 5 5, 1 0 0	
	2	出資金	1 8 1, 4 0 0	
		1 他会計出資金	1 8 1, 4 0 0	
	3	補助金	1 9 0, 1 5 0	
		1 国庫補助金	9 6, 0 0 0	
		3 他会計補助金	9 4, 1 5 0	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
4 資本の支出			6 2 0, 1 3 0	
	1 建設改良費		4 3 5, 8 0 0	
		1 施設建設改良費	4 3 3, 5 5 0	
		2 営業設備費	2, 2 5 0	
	2 企業債償還金		1 8 4, 2 8 0	
		1 企業債償還金	1 8 4, 2 8 0	
	3 基金積立金		5 0	
1 基金積立金		5 0		